

1 基本問題小委員会における検討結果 ①

1 「検討の経緯」及び「デジタル・ネットワーク社会における著作権制度のあり方について

(1) 検討の経緯

- 著作権分科会においては、近年、「著作権法に関する今後の検討課題」（平成17年1月24日著作権分科会決定）に掲げられた課題や、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題などについて検討を進めてきた。
- こうした課題の中で、一定の結論を得ることができなかった課題が残った背景には、種々の課題について検討を進めるに当たって、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者において見解の相違があったためと考えられ、著作権制度の今日的な意義といった点について根本的な検討を行うべきであるとの認識の下に本基本問題小委員会を設置。
- 第9期においては4回、第10期においては5回開催され、様々な論点について有識者・事業者からのヒアリング等を通じて、検討を実施。

(2) デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価

- デジタル・ネットワーク技術の進展が著作権制度との関係性において社会にもたらす変容について整理すると、以下のような点が指摘できる。
 - ①違法複製・違法流通の増大
 - ②記録媒体の大容量化等に伴う、恒常的なソフト、コンテンツの不足及び機器の汎用化
 - ③アマチュアによる創作と流通が可能に、容易になったことに伴う、創作活動におけるプロとアマの混在化の進展
 - ④電子化による正確で迅速な著作権処理の可能化
 - ⑤クリエーターとユーザーが直接つながることにより、出版者やレコード会社等の仲介者を中心とするビジネスモデルの在り方の変容

1 基本問題小委員会における検討結果 ②

2 「著作権制度の果たす役割」及び「今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題」について

(1) 著作権制度の果たす役割について

- デジタル・ネットワーク社会における精神的な豊かさを求める傾向等を踏まえれば、コンテンツの創造、保護、活用の基盤となる著作権制度の役割は、今後も重要であるが、自由な表現や流通の障害になっていくという認識を持たれることのないよう、利用者の利便性を図るシステムであることが求められる。
- このため、デジタル・ネットワーク社会においても、著作権制度が果たすべき役割は何ら変わるものではないとの認識に立ちつつも、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、必要な制度の見直しを行っていくことが必要。

(2) 今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題について

デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権システムの構築	著作権に係る教育及び普及・啓発	著作権法制上の引き続きの重要課題
<ul style="list-style-type: none">○ <u>新しい時代に対応した著作権法制の在り方</u> デジタル・ネットワーク技術の進展がもたらす変容を踏まえ、継続的な検討が必要○ <u>著作物の利用に係る新たなルールの構築</u><ul style="list-style-type: none">・ 権利の集中管理の推進・ 著作権に係る契約の在り方・ 意思表示システムの構築○ <u>書籍のデジタル化</u> 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」を受け、当面は「電子書籍の利用と流通の円滑化に関する検討会議」において検討	<ul style="list-style-type: none">○ <u>著作権に係る教育及び普及・啓発</u><ul style="list-style-type: none">・ 義務教育段階からの学校教育における著作権教育の一層の充実・ 学校教育のみならず、著作権の普及・啓発活動を更に充実することが必要・ 関係者による多様な普及・啓発活動を推進することが必要	<ul style="list-style-type: none">○ <u>私的録音録画補償金制度</u> コンテンツ利用の利便性向上とクリエーターの権利保護に関して関係省間においても検討○ <u>保護期間延長問題</u> 様々な状況を踏まえつつ、関係者による新たな議論の場を設けることが必要○ <u>放送と通信の融合</u> 今後の放送法の見直し等を踏まえた、著作権法における放送と通信に係る規定の見直し○ <u>違法流通対策</u> 膨大かつ世界的規模で行われている「違法流通」に対して、「官民一体」となった対応が必要

2 法制問題小委員会における検討結果(I 権利制限の一般規定について①)

(1) 検討の背景

- 我が国の著作権法は、著作物の利用目的や利用態様等に応じて個別に権利制限規定を設けるという、権利制限規定の限定列举方式を採用しているが、近年、米国著作権法107条(フェアユース規定)に代表される、一定の包括的な考慮要件を定めた上で、権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるという方式の権利制限規定(権利制限の一般規定)を導入すべきであるとの要請が、主に以下の指摘とともになされている。
 - 個別規定は厳格に解釈すべきと一般に理解されているため、個別規定のいずれにも該当しない著作物の利用は、それが権利者の利益を不当に害しないものであったとしても、形式的には権利侵害に該当し、著作物の円滑な利用を妨げている
 - 著作物をとりまく様々な環境の急激な変化に適切・迅速に対応し、利用の円滑化を図るために、個別規定の創設や改正では限界がある

(2) 権利制限の一般規定を導入する必要性 ①

- 本小委員会で実施した関係団体へのヒアリングでは、権利制限の一般規定の導入に賛成する意見として、
 - 著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない利用であっても、形式的には権利侵害となる利用については、利用者に対する萎縮効果がある
 - 著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない利用であっても、個別規定の対象でなければ権利が働くため、新規ビジネスへの萎縮効果がある
 - 個別規定は、厳格に解釈すべきであると一般に理解されているため、個別規定の解釈等による解決には限界がある
 - 新たな権利制限が求められている利用形態について、その都度必要性等について審議し、関係者間の合意が得られ次第、個別規定を改正・創設する方法では、技術の急速な進歩等に伴い生じる新たな利用形態に対して、立法措置に時間がかかる
- 導入に反対する意見として、
 - 権利制限の一般規定を導入しなければならないほどの重大な問題は生じていない
 - 権利制限の一般規定の導入により居直り侵害行為者が蔓延する
 - 権利行使に係る訴訟コストなどの負担が権利者側にのみ増加し、実質的公平性を欠く等の意見が出された。

2 法制問題小委員会における検討結果(Ⅰ 権利制限の一般規定について②)

(2) 権利制限の一般規定を導入する必要性 ②

個別権利制限規定の解釈等による対応可能性について

- インターネット等の技術の発展による著作物の利用形態・利用環境・利用手段等の多様化や、社会状況の変化等にかんがみ、個別規定の解釈による解決には、今後、一定の限界があり得る。
- 民法上的一般規定に解決を委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を導入する方が、規律の明確化を図ることができると考えられる。

個別権利制限規定の改正等に時間がかかるとの指摘について

- インターネット等の技術の発展による著作物の利用形態・利用環境・利用手段等の多様化や、社会状況の変化等にかんがみ、個別規定の改正等による解決には、今後、一定の限界があり得る。

居直り侵害行為者の蔓延、権利者の負担増により実質的公平性を欠く等の指摘について

- 権利制限の一般規定の導入により居直り侵害者が蔓延するとまでは考えられず、権利者側の負担増により実質的公平性を欠く等の指摘については、権利制限の一般規定の要件や趣旨等を明確にすることや、十分な周知を図ることにより、ある程度解消することが可能。

権利制限の一般規定を導入する効果について

- ヒアリング結果を踏まえると、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上、権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、企業をはじめとして法令遵守が強く求められている現代社会においては、利用者が権利侵害となる可能性を認識し、利用を躊躇する場合もあると考えられ、権利制限の一般規定の導入によりかかる萎縮効果が一定程度解消されることが期待できる。

権利制限の一般規定を導入する意義は認められる。

2 法制問題小委員会における検討結果(I 権利制限の一般規定について③)

(3) 権利制限の一般規定の内容

- ヒアリングで出された事例を分析・分類した結果、次のAからCの類型の利用行為を、権利制限の一般規定による権利制限の対象と位置付けることが適當。

A 著作物の付隨的な利用

その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付隨的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

例) 写真や映像の撮影に伴ういわゆる「写り込み」

B 適法利用の過程における著作物の利用

適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

例)

- C Dへの録音許諾を得た場合におけるマスターape等中間過程での複製
- 漫画のキャラクターの商品化を企画し、著作権者に許諾を得るにあたって必要となる社内用企画書等における当該漫画の複製

C 著作物の表現を享受しない利用

著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受（見る、聞く等）するための利用とは評価されない利用

例)

- 技術の開発や検証のために、著作物を素材として利用する利用
- ネットワーク上で複製等を不可避的に伴う情報ネットワーク産業のサービス開発・提供行為

- なお、AからCの類型の利用行為であっても、権利者の利益を不当に害する可能性が否定できないため、社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを追加の要件とする等の方策を講ずることが必要。

2 法制問題小委員会における検討結果(I 権利制限の一般規定について④)

(4) その他の利用行為

既存の個別規定の解釈による解決可能性がある利用

- 裁判実務において、個別規定の解釈等により妥当な解決が図られており、また、必ずしも個別規定が常に厳格解釈されているものでもないことから、これらの利用は個別規定の解釈に委ね、一般規定の対象とする必要はない。

特定の利用目的を持つ利用（障害者福祉、教育、研究、資料保存といった目的の公益性に着目した利用）

- 既存の個別規定の関係を慎重に考慮する必要があり、必要に応じて個別規定の改正・創設により対応することが適当。
- パロディとしての利用については、いかなるパロディを権利制限の対象とするのか、現行法の解釈による許容性、同一性保持権との関係等、検討すべき重要な論点が多く、権利制限の一般規定にその解決を委ねるのではなく、必要に応じて個別規定の改正・創設により対応することが適当。

その他

- A～C及び上記のいずれにも該当しない利用については、権利制限の必要性を慎重に検討した上で、必要に応じ個別規定の改正・創設により対応することが適当。
- 他人の著作物利用行為に何らかの形で関与する行為（例：公衆への配信を前提としない録画転送サービス）については、間接侵害の問題として別途検討、対応すべきものであり、権利制限の一般規定を導入することにより解決できる性質の問題ではない。

2 法制問題小委員会における検討結果(I 権利制限の一般規定について⑤)

(5) 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題

権利制限の対象とする支分権及び著作物の種類

- AからCの類型を対象とする権利制限の一般規定の適用を特定の支分権や特定の種類の著作物に限定する必要はなく、個別具体的な事案の下における一考慮要素としてとらえることが適當。なお、C類型に関しては、プログラムを実行してその機能を享受するための利用はこれに該当しないものと整理することが適當。

著作者人格権との関係

- AからCの類型の利用行為の性質を踏まえつつ、著作財産権の制限と著作者人格権の制限との関係に係る現行著作権法の考え方に対する留意しつつ、慎重な検討が必要。

既存の個別規定等との関係

- 具体的な規定の仕方により、個別規定の見直しの必要性等の取扱いが変わることが考えられ、慎重な検討が必要。
- 権利制限の一般規定の導入後も、必要に応じて、適宜個別規定の追加、見直しを行うことが適當。

関係条約との整合性

- ベルヌ条約等のいわゆるスリーステップテスト((i)特別の場合、(ii)著作物の通常の利用を妨げない、(iii)著作者の正当な利益を不当に害しない。特に第一ステップ)に係る判断基準に留意することが必要。

強行法規性

- 個別規定と同様の考え方が妥当し、いわゆるオーバーライド契約の有効性の判断に当たっては、一般規定の趣旨等を総合的に勘案して対応することが必要。

刑事罰との関係

- 刑罰を定める法は、憲法31条(罪刑法定主義)に基づき、内容の明確性が要請される(明確性の原則)ため、一般規定の内容等の検討に当たっては、明確性の原則に十分留意することが必要。

実効性・公平性担保のための環境整備

- 懲罰的損害賠償制度やクラスアクション制度等の新たな法制度の導入については、慎重に検討すべきであり、また、権利制限の一般規定と併せてこれらの制度の導入が必要とはいえない。

2 法制問題小委員会における検討結果(I 権利制限の一般規定について⑥)

(参考)諸外国の状況

米国

- 米国著作権法は、包括的な権利制限の一般規定として、107条（フェアユース規定）を設けており、別途、詳細な個別規定も置かれている。
- 米国においては、法の基本的部分の大部分が制定法ではなく判例法によって規律され、新しい法律問題を判断するに当たっては、従来の判例を解釈することで解決しようとする傾向が強く、フェアユース規定も、1841年以降の判例の積み重ねによる裁判上の法理を、1976年に明文化したもの。
- フェアユース規定は、技術革新に応じて柔軟に解釈できる条項である一方、具体的にどのような行為が該当するのか明確性に欠ける面がある。
- なお、米国型のフェアユース規定を導入している国は、台湾・イスラエル・フィリピン・スリランカ等に留まる。

英国

- 英国著作権法は、利用目的を「非商業目的の研究」「私的学習」「時事報道」「授業」等に限定した上で公正な利用を認める権利制限規定（フェアディーリング規定）を設けている。

大陸法系の諸国（ドイツ、フランス等）

- EC指令では、各国が著作権法において過剰な権利制限をしないよう、各国が導入可能な権利制限を限定期的に列挙するとともに、いわゆるスリーステップテストについて規定しているため、米国型の一般規定を国内法に導入することはできないと一般に解釈されている。

2 法制問題小委員会における検討結果(Ⅱ 技術的保護手段の見直しについて①)

(1) 問題の所在等

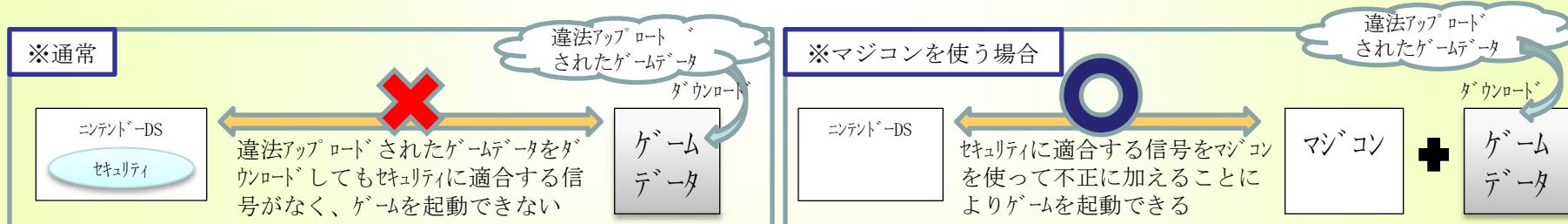
- ファイル共有ソフト（※）等により著作物の違法利用が常態化する一方、違法利用全体の捕捉、摘発が現実的に困難な中、著作物等の保護技術は、権利保護のため必要不可欠

（※ ユーザーは、インターネットに接続されたコンピュータにW i n n y 等のファイル共有ソフトを導入することで、他のユーザーとファイル（違法な音楽データ、映画、テレビ番組、ゲームソフト等が多い）交換が可能。）
- 現行法では、保護技術のうち、著作物等に信号を付加する方式のコピーコントロール技術が対象

➡ 著作物等を暗号化することによって、著作物等の視聴等を制限する保護技術については対象外
- マジコン（※）などの回避機器の氾濫により、コンテンツ業界に多大な被害

⇒ 違法ゲームソフト（ニンテンドーDS、P S P）については、2 0 0 4 ~ 2 0 0 9 年の累計で国内被害額9, 5 4 0 億円との試算

⇒ W i n n y による被害実態では、ゲームソフトについては、ある日の6時間で約5 1 億円相当（音楽ファイル等も含めると約1 0 0 億円相当）の被害との試算



- 知的財産推進計画2 0 1 0 （平成2 2 年5月知的財産戦略本部決定）
製品開発や研究開発の委縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）、対象機器の拡大（「のみ」要件の緩和）、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点を踏まえた具体的な制度改革案を2 0 1 0 年度中にまとめる。
- 模倣品・海賊版拡散防止条約（A C T A）（仮称）（平成2 2 年1 0 月大筋合意）

2 法制問題小委員会における検討結果(Ⅱ 技術的保護手段の見直しについて②)

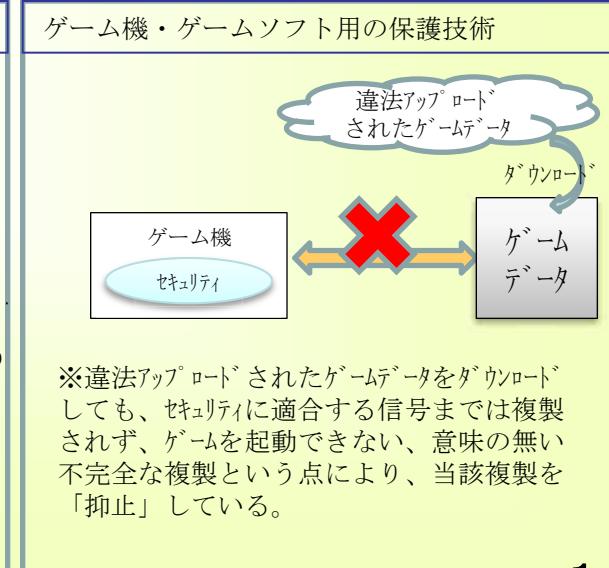
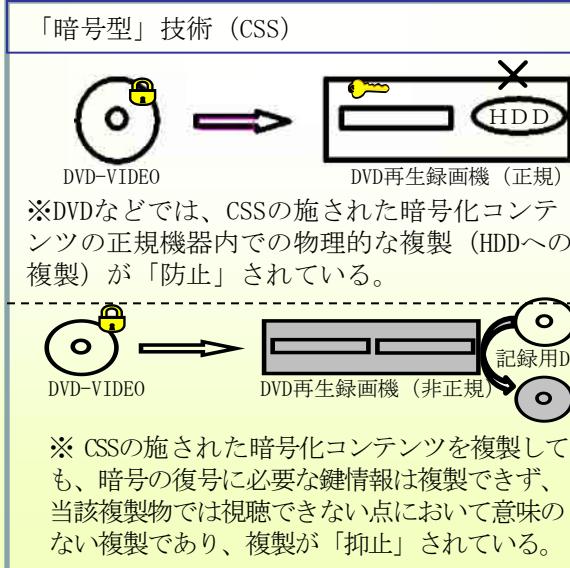
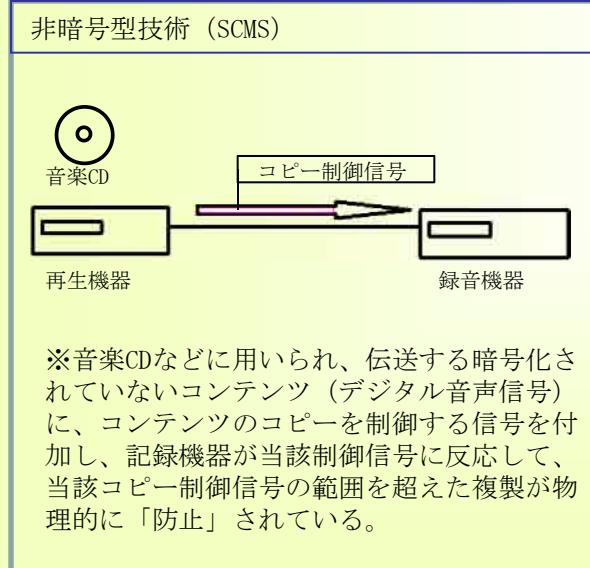
(2) 基本的考え方

保護技術について「技術」のみに着目する現行法の考え方（例えば、暗号型の保護技術は、視聴等の支分権の対象外となる行為を制限する技術として技術的保護手段には該当しないと整理）を改め、ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかという観点から再評価すべき

(3) 保護技術の評価

保護技術の評価	現行法の評価 (技術的保護手段の対象)	上記の基本的考え方に基づく評価
SCMS等の非暗号型技術 (現行法において技術的保護手段の対象)	CC技術と評価 (技術的保護手段の対象)	CC機能を有するものと評価
CSS等の「暗号型」技術	AC技術と評価 ↓ 技術的保護手段の対象外	AC機能とCC機能を併せ有するものと評価
ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術		違法複製等（違法アップロード）の抑止を目的とするCC機能を有するものと評価

- 〔『CC（コピーコントロール）』：複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限すること
〔『AC（アクセスコントロール）』：著作物等の視聴等といった支分権の対象外の行為を技術的に制限すること〕



2 法制問題小委員会における検討結果(Ⅱ 技術的保護手段の見直しについて③)

(4) 定義規定等の見直し

現行法

【技術的保護手段の定義】

- 電磁的方法により、著作権等を侵害する行為の防止又は抑止する手段
- 機器が反応する信号を著作物等とともに記録・送信する方式

【技術的保護手段の回避の定義】

- 信号の除去又は改変



報告書

新たに技術的保護手段の対象となる保護技術の実態や新しい評価を踏まえた規定の見直しが必要

(5) 技術的保護手段の見直しに伴う回避規制の在り方

現行法

【回避機器規制】

- 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置・プログラムの
 - 公衆への譲渡・貸与
 - 公衆譲渡等目的の製造・輸入・所持
 - 公衆供与、公衆送信、送信可能化を規制



報告書

現行法と同様の規制が適当

現行法

【回避行為規制】

- 技術的保護手段の回避により可能となった複製を、私的使用のための複製の権利制限から除外
- 業として公衆からの求めに応じて行う回避行為を規制



報告書

現行法と同様の規制が適当

※ 暗号化の解除であっても、アクセスコントロール「機能」を回避して視聴する行為については、視聴行為が著作権法の支分権の対象外であることから、規制の対象外とすることが適当。

1 インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応について

(1) 検討の経緯

- コンテンツの海外展開が活発化する中で、コンテンツのデジタル化に伴い、インターネットを介した侵害が増大しており、侵害のスピードが増している。こうした状況に対応するため、国際的な対応が必要。
- 各国において、インターネットを介した著作権侵害に関する新たな施策（例：いわゆるスリーストライク制度）の検討・導入の動きがある。

(2) コンテンツ業界の著作権侵害の実態と課題

- 海外でのビジネス展開に際しての障害
(例：外国映画の総量規制、外資規制)
- 侵害実態の把握が困難
- 一企業での対応に限界（費用対効果）
- 削除要請の手続が困難（権利帰属証明等）
- 削除要請先が不明であり削除要請が困難



①二国間協議の対象先を拡大、

②効果的な権利行使のための体制強化が必要

(3) 各国における取組

- いわゆるスリーストライク制度の導入の現状
 - 韓国 : 2009年4月に改正著作権法により、導入。
オンラインサービスプロバイダに対する警告、削除、伝送中断、アカウント停止等を行う。
 - フランス: 2009年9月にHADOPI法が成立。
2010年10月に最初の警告メール
 - 台湾 : 2009年4月著作権法改正。まだ運用開始には至っていない。
 - イギリス: 2010年4月にデジタルエコノミー法が成立
(アクセススピードの減速、アカウント停止等を含む。)
- 産業界からは、ISP責任制限、発信者情報開示、著作物登録制度の問題、リーチサイトの問題等の指摘があるとともに、スリーストライク制度の導入の要望も存在。



今後とも、諸外国の動きを注視していくことが必要

3 国際小委員会における検討結果 ②

2 國際的な議論の動向について

(1) WIPO等における議論

- <WIPO>
- ・放送条約、視聴覚的実演条約に関して、早期合意にむけて、引き続き議論を行うことが必要。
 - ・権利制限と例外の議論はかなり進展。引き続き、スリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要。
 - ・伝統的文化表現等の保護に関して、テキスト案の議論が進展。これまでの方針を踏まえ、引き続き議論が必要。
- <APEC> 知財専門家間で知財の最新の動向について、情報交換を行っていくことが重要。
- <ACTA> 2010年に交渉妥結。締結後は、加入拡大の働きかけが必要。

(2) 二国間協議等の状況

- <中国>
- ・日中著作権協議及び覚書締結
 - ・中国国際版権博覧会
 - ・知財保護官民合同訪中代表団派遣
- <韓国> 日韓著作権協議において、著作権分野における協力の重要性を確認。
- <台湾> 日台貿易経済会議において、日本側よりインターネット上の著作権侵害対策の更なる強化を要請。
- <アジア著作権会議> インターネット上の著作権侵害の各国の対策・課題の共有。
国際的な協力の必要性を認識。



①二国間協議の強化・拡大、②多国間ネットワークの更なる強化が必要